



## 和珥氏系と関わる国造をめぐるって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-12-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00007609">https://doi.org/10.24729/00007609</a>

# 和珥氏系と関わる国造をめぐる

黒田 達也 \*

On Kuninomiya-tsukoes concerning with the Descent of the WANI

KURODA Tatsuya \*

## 要 旨

『先代旧事本紀』国造本紀所載の諸国造を拙稿「古代関東と中央有力氏族」での系統分類より更に細分化することによって、中央有力氏族と中央氏族系地方豪族との関係、及び中央氏族系地方豪族と地方氏族系豪族との関わりや、地方豪族の相互関係などの状況を一定明らかにすることができる。本稿はその一つの作業として和珥氏系国造を対象として検討するとともに、和珥氏系に関わる国造の析出を通じて、大和政権による地方制圧に果たした和珥(春日)臣の役割の大きさとともに、一部の地方における地方豪族相互の「地域政権」的な結びつきを一定明らかにしている。

## はじめに

『先代旧事本紀』(以下『旧事紀』)の「国造本紀」にはほぼ畿内七道別に百二十七の国造名と設置代・祖名等が記されている(火国造条に名のみ見える大分国造を含めると百二十八国造)。それらを土酋系の大隅・薩摩両国造を一系統として分類すれば三十四系統になり『古事記』『日本書紀』(以下『記』『紀』等と略記)の伝を加えても同様、中央氏族系は更に、a 和珥氏(春日)系(和珥臣系・物部連系・徳積臣系・尾張連系・膳臣系等)・b 多氏系(多臣系・阿倍臣系)・c 蘇我氏(葛城)系(武内宿禰系氏族とされるもの及び葛城直系・紀直系)の「三大氏族系」(黒田①②)とd 天津彦根命系・e その他、という五類にまとめ得る(以上黒田①、以下「前稿」と記す)。

『記』『紀』を含めた国造の始祖伝承の検討を通じて、各地域の実情を一定明らかにできる筈である。本稿では、最も多い和珥氏系を中心的対象とし、天津彦根命系の如き和珥氏系と関係する(前稿)国造及び氏族系統の析出を通じて、大和政権による統一過程等に関する研究素材を得るとともに、検討課題を提起することを課題とする。

なお、本稿では、例えば「和珥臣系」は和珥(春日)臣と同祖とされる氏族を表わすもの、「和珥氏系」は和珥臣系・物部連系等を中心氏族和珥臣の氏名でまとめたものである。また、正確には「某国造と表現される氏族」と記すべきものもあるが、本稿では全て「国造」で表わす。

## I 和珥氏系国造(除膳臣系)

2008年4月9日受理

\* 総合工学システム学科 一般科目文系

(Dept.of Industrial Systems Engineering : Liberal Arts)

### a. 和珥臣系

和珥臣系と看做される「国造本紀」所載の国造とその始祖を挙げると次のようになる(( )は本拠とみられる地域)。

#### 和珥臣一族の後裔

①額田国造(美濃国池田郡額田郷、参河国額田郡、国造順では前者)  
：和邇臣祖彦訓服命孫大直侶宇命

②武社国造(上総国武射郡)  
：和邇臣祖彦意祁都命孫彦忍人命

③吉備穴国造(備後国阿那郡)  
：和邇臣同祖彦訓服命〔欠文アリ〕八千足尼

#### 彦坐王後裔

④甲斐国造：狭穂彦王三世孫臣知津彦公此(比)宇(子)塩海足尼

⑤淡海国造：彦坐王三世孫大陀牟夜別

⑥三野前国造：彦坐王子八瓜命

⑦但遅麻国造：竹野君同祖彦坐王五世孫船穂足尼

⑧稲葉国造：彦坐王児彦多都彦命

⑨吉備品治国造(備後国品治郡)  
：但遅麻君同祖若角城命三世孫大船足尼

#### 意知別命後裔

⑩伊賀国造：皇子意知別命三世孫武伊賀都別命

①額田国造の「額田」は額田部との関係での地名である。額田部の中央伴造額田部連には天津彦根命系(『記』・『新撰姓氏録』(以下『録』))と明日名門命系(『録』)とが知られるが、いずれも和珥氏系と密接に関係する(前稿)。『録』山城国皇別に「伊我色雄命之後也」とある額田臣は額田国造の氏姓とみられぬこともない。

②武社国造は孝昭記が春日臣同族とする牟邪臣とみられる。彦意祁都命は、『録』左京皇別下丈部条に「天足彦

国押人命孫比古意祁豆命(摂津国皇別羽束首条では「男」とあるが、『記』が開化妃・日子坐王生母意祁都比売命と日子坐王妻袁祁都比売命の兄とする丸瀧臣祖日子国意祁都命、『紀』の開化妃・彦坐王生母姥津媛兄姥津命であり、『録』では多く彦姥津命で現われる。彦忍人命は他に見えないが、『旧事紀』天孫本紀の天照國照天火明櫛玉饒速日尊(以下物部連系では「饒速日命」、尾張連系では「火明命」と記す)三世孫天忍人命と本名部分が共通する(第II節で再説)。

③吉備穴国造は春日臣同族阿那臣であろう。『録』右京皇別下には安那公を載せ、「同上(和邇部条に「天足彦国押人命三世孫彦国尊命之後也)」とあり、吉備穴国造の伝と同様である。安那公も吉備穴国造に関わることは疑いが無い。

ヒコイマスは『記』『紀』で開化皇子、生母・妻とも和珥臣系とされているが、本来は和珥臣系の始祖とされていたヒコフツオシノマコトの子(黒田①)で、穂積臣(孝元記)・物部氏(崇神記)出自とされるイカガシコメ所生とみられる(黒田⑦)。その子サホヒコも、生母は春日之建国勝戸売の女沙本之大聞見戸売(開化記)で和珥臣所縁のサホ・春日と関係しているものであり、正しく和珥臣系である。開化記も④甲斐国造をサホヒコ後裔とする。

『記』は⑤淡海国造に当たる近淡海国造を春日臣同族とし、伝を異にする。大陀牟夜別そのものは他には見えないが、近似する人名に倭建命妻布多遲比売の父近淡海之安国造祖意富多牟和氣がある(景行記)。近淡海之安国造と同一氏とみられる近淡海之安直は、開化記に天之御影神女息長水依比売所生日子坐王子水之穗真若王の後裔とある。淡海国造と近淡海之安国造は同系統の始祖傳承を有すると言い得る。息長君との関係では、開化記に、日子坐王一山代之大筒木真若王一迦邇米雷王一息長宿禰王一大牟坂王、と位置付けられる大多牟坂王も大陀牟夜別と「オホタム」を共有することに注目される。〔近〕淡海国造にせよ、近淡海之安国造にせよ、和珥臣とともに、息長君とも関係を有していたことが想定される。

⑥三野前国造の祖八瓜命は、開化記が息長水依比売所生日子坐王子で三野国之本巢国造の祖とする神大根王の亦名八瓜入日子王に当たるとみられる。神大根王は景行記では「三野国造之祖大根王」、景行紀四年二月是月条に「美濃国造神骨」とあるので、三野前国造と本巢国造とは同一氏と思われる。また、景行記が大根王の女弟比売所生大碓命子押黒之弟日子王を『新日本紀』所引「上宮記」一云系譜の牟義都国造に当たるとみられる牟宜都君の祖としていることから、景行紀には身毛津君はオホウス後裔と記されるだけである(『録』左京皇別下牟義公条も同じ)が、本巢国造と牟義都国造との同族関係も窺われる。

⑦但遅麻国造の氏は⑩吉備品治国造条の但遅麻君、『播磨国風土記』揖保郡越部里条に見える但馬君であろう。開化記では多遲摩国造の祖は前記の大多牟坂王であ

り、「国造本紀」の伝とヒコイマス系で共通する。「天孫本紀」は但馬国造を火明命六世孫建田背命後裔で尾張連系とする。但馬と和珥氏系との関係は饒速日命四世孫に出石郡に関わる出石心大臣、九世孫に物部多遲麻連公が見えることから窺える。竹野君は丹波(丹後)国竹野郡が本拠とみられる。一方、開化記に見える丹波之竹野別は、蘇我氏系の葛城之垂見宿禰の女鶴比売所生開化皇子建豊波豆羅和氣の後裔であり、蘇我氏系とされている。別(和氣)から君への改姓が想定される氏族が少なくない(佐伯有清①)ことから、竹野別と竹野君とを同一氏とすれば、これには蘇我氏系と和珥臣系とがあったことになる。蘇我氏系による和珥氏系系譜の変改が想定される(黒田①)ので、竹野別を蘇我氏系とする系譜は和珥臣系からの変更とみられる。なお、稲羽忍海部も建豊波豆羅和氣後裔とあることは、⑧稲葉国造がヒコイマス系であり、『録』河内国皇別が忍海部を和珥臣系の比古由牟須美命(黒田③⑦⑩)の後としていることを勘案すれば、興味深い。

⑧稲葉国造の祖彦多都彦命は「敬称ヒコ+タツ+敬称ヒコ」という人名形式で、「タツ」に中心を置く名である。開化記が息長水依比売所生日子坐王子とする丹波比古多須美知能宇斯王はタニハノミチノウシとヒコタタスとが合体された人名、ヒコタタスの「タタス」は「タツ(=立つ)」の敬語的表現とみられるので、彦多都彦命はヒコタタスと相通ずる人名ということになる(黒田③)。

⑨吉備品治国造の祖若角城命は但遅麻(但馬)国造との関係からヒコイマス系や尾張連系、いずれかと言えば、大船足尼が彦坐王四世孫船穂足尼と相似することから、ヒコイマス系とみられる。開化記の吉備品遅君を日子坐王四世孫で息長宿禰王子息長日子王の後裔とする系譜は吉備品治国造がヒコイマス系であることを示す。多遲摩国造の祖大多牟坂王と息長日子王とが兄弟であることと、但遅麻・吉備品治両国造の祖名が相似することとが関係するとすれば、船穂足尼を彦坐王五世孫、大船足尼を若角城命三世孫とする「国造本紀」の伝と、開化記の多遲摩国造と吉備品遅君とが兄弟を祖とする系譜とから、彦坐王一?一若角城命一?一?一船穂足尼・大船足尼、という系譜の存在も想像される。当系譜での若角城命及びその父と子は、開化記の迦邇米雷王と山代之大筒木真若王・息長宿禰王にそれぞれ当たるかの如くである。然らば、若角城命と迦邇米雷王のいずれを但遅麻・吉備品治両国造に関わる本来の彦坐王孫とすべきかが問われる。

開化記と多遲摩国造始祖傳承に従えば、ヒコイマスから船穂足尼に至る系譜は、日子坐王一山代之大筒木真若王一迦邇米雷王一息長宿禰王一大牟坂王一船穂足尼、となる。この系譜は息長帯比売命に関わるもので、息長帯比売命は大多牟坂王異母姉妹である。一方神功紀は氣長足姫尊を開化曾孫・氣長宿禰王女とする。この神功の

系譜を復元すれば、ヒコフツオシノマコト—ヒコイマス—オホタラシヒメと、垂仁—ヤマトタケル—オキナガヒメとに分かれる(黒田⑩)。吉備品治・但遅麻両国造の始祖系譜に息長君との関係を直接示すものが見られないことからして、吉備品遅君を息長日子王後裔、多遅摩国造を息長宿禰王の子とされた大多牟坂王の後裔とする『記』の伝は、両系譜の合体後に成立したとすべきであろう。

近淡海之安直を日子坐王子水之穂真若王後裔とする開化記系譜と大陀牟夜別を彦坐王三世孫とする「国造本紀」の伝とに基づけば、彦坐王—水之穂真若王—若角城命—大陀牟夜別(意富多牟和氣)—?—船穂足尼・大船足尼、という系譜も想定され得る。彦坐王四世孫に位置付けられる者としては、大陀牟夜別や意富多牟和氣と「オホタム」を共有し、開化記に日子坐王四世孫とある大多牟坂王が考えられないであろうか。この系譜は、水之穂真若王が息長水依比売所生であるから、和珥臣系と息長君系との密接な関係を示すものであるが、近江に関わる系譜と看做される。然らば、若角城命の「角」は春日臣同族都怒山臣の「都怒」(近江国高島郡角野郷)との関係も想定される。

⑩伊賀国造の祖(垂仁)皇子意知別命は、『記』に山代之大國之淵女荊羽田刀弁所生落別王、『紀』に山背菟幡戸辺所生祖別命とある。大國之淵は山城国宇治郡大國郷と、カリハタトベの「ハタ」は応神記が丸邇之比布礼能意富美やその女宮主矢河枝比売が住した如く伝える木幡村や、相楽郡蟹幡郷の「ハタ」との関係が想定され、その妹弟菟羽田刀弁に当たる『紀』の綺戸辺は蟹幡郷に一致する。宇治郡と和珥臣との関係は丸邇之比布礼能意富美や、小野臣・粟田臣の本拠から明瞭であり、相楽郡も和珥臣と密接に関わる大和国添上郡に北接する。意知別命は和珥臣系と言える。一方、「国造本紀」冒頭(国造別の前)は「以天日鷲命為伊勢国造。即伊賀伊勢国造祖」と、天日鷲命が伊賀・伊勢両国造の祖の如く記す。しかし、同時に大倭・葛城・凡河内・山代・紀伊各国造とされた椎根津彦命・剣根命・彦己蘇根命・天一目命・天津道根命が一氏の祖であることから、「伊賀」は衍字であり、天日鷲命は伊勢国造の祖とされているとするのが良いと思うが、後述の如く、伊勢国造は和珥氏系とみられるものである。

「国造本紀」が和珥臣系としている国造は以上の十国造に留まるが、『記』『紀』の氏族始祖伝承を勘案すれば、既述の安国造・本巢国造(三野・美濃国造=三野前国造)・牟義都国造以外にも和珥臣系と思しきものが知られる。

先ず意富夜麻登玖邇阿礼比売命所生の孝靈皇子で和珥臣系の日子刺肩別命(黒田⑩⑪)の後裔と『記』が伝える五百原君と豊國之國前臣である。両氏はそれぞれ「国造本紀」の池田坂井君祖吉備武彦命兒思加部彦命を祖とする廬原国造(駿河国廬原郡)と、吉備臣同祖吉備都命六世孫午佐自命を祖とする国前国造(豊後国国埼郡)に当たる。ま

た、和珥臣系と吉備族系ということからは、国前臣・五百原臣同族角鹿海直と吉備臣祖若武彦命孫建功狭日命の後裔角鹿国造(越前国敦賀郡)との関係も想定される。

『録』右京皇別下廬原公条に「笠朝臣同祖。稚武彦命之後也。孫吉備建(武)彦命、景行天皇御世、被遣東方、伐毛人及凶鬼神、到于阿倍廬原国。復命之日以廬原国給之」とある。この伝はヤマトタケルの「東征」に吉備臣等之祖名御鈕友耳建日子(『記』)・吉備武彦(『紀』)が従ったとあることと関わるが、『記』『紀』には廬原との関係は見えない。景行紀四十年是歳条に「於是、分道、遣吉備武彦於越国、令監察其地形峻易及人民順不。則日本武尊、進入信濃。……得出美濃。吉備武彦、自越出而遇之……」とあり、この記述から吉備武彦(吉備族)と越との関係は言えても、敦賀とは直接結びつかない。敏達紀二年五月～三年七月条に吉備海部直難波が高麗使への対応のために越海岸に派遣された(最後には処罰を受ける)ことが見える。吉備海部直と吉備族との関係は想定できるが、これも吉備族と北陸との関係を直接示すものではない。

関東・東北を除く東海道・東山道では和珥氏系国造が多く、廬原国造を吉備族系、遠淡海国造を出雲系としても、12/19を占め、廬原国造周辺の珠流河・久努両国造は物部連系、甲斐国造は和珥臣系である。角鹿国造の周辺も、北方に蘇我臣系の三国国造もあるが、西隣若狭国造は膳臣系、南隣近江の国造は全て和珥臣系である。このような地域的狀況からすれば、廬原・角鹿両国造は和珥臣系の方の蓋然性が大きいと思う。『紀』で日子刺肩別命が見えないことからすれば、日子刺肩別命の排除に伴い、両国造がそれと関係する位置付け(『記』では兄弟)がなされていた吉備族の祖の後裔とされたことは考え得る。

一方国前国造の状況はかなり異なる。西海道は「国造本紀」では火国造を含め十七国造であるが、多氏系が最多で火・大分・阿蘇(多臣系)と筑志(阿倍臣系)の四国造であるのに対し、和珥氏系は、蘇我氏系が比田(豊後国日高郡、葛城国造系)・葛津立(肥前国藤津郡、紀直系)二国造であるのと同様、松津(物部連系)・末羅(徳積臣系)二国造に過ぎない。末羅国造は肥前国松浦郡、松津国造は、「松津」を「杵肆」の誤記としても、肥前国杵肆郡であり、和珥臣と系譜が密接に関わる息長君の同族竺志米多国造(筑紫之米多君、肥前国三根郡米多郷)とともに、国前とはかなり隔たる。国前は瀬戸内航路の要衝であり、吉備と容易に通じるので、吉備族と国前国造との関係は想定できる。しかし、国前国造と吉備族の上道・三野・下道・加夜・笠臣五国造との間に、紀臣系都怒(周防国都濃郡)、天津彦根命系周防、出雲系ないし天津彦根命系の大嶋(周防国大島郡)、阿岐及び同系の波久岐、和珥臣系吉備品治・吉備穴、伊予に多臣系伊余(伊予郡)、神魂尊系久味(久米郡)、物部連系風早(風速郡)・小市(遠智郡)、阿岐国造系怒麻(野間郡)

の十二国造が分布していることを考慮する必要がある。

阿岐国造系は地方氏族系と取り敢えずは看做される(前稿)。久米国造も神魂尊十三世孫伊予主命という祖名から地方氏族系とすべきようにも思うが、本拠の久米郡と大伴連と関わる久米直との関係から蘇我氏系(大伴連と蘇我臣との関係は黒田②第三章)、祖名が伊余国造と通ずることから多臣系、饒速日命十世孫物部伊与連公及び和珥臣系の久米臣(『録』大和国皇別)との関係で和珥氏系とすることも可能である。阿岐・波久岐・怒麻三国造の同族関係は、波久岐国造の勢力圏は明確ではないが、当地域での地域的連合の存在を示すものであろう。その東方が吉備族の中心的勢力圏であることが想定される。

吉備の西端には和珥臣系の吉備穴・吉備品治両国造があり、阿岐国造の西隣には天津彦根命系の周防国造、伊予では阿岐国造系の怒麻国造を挟んで物部連系の小市・風早両国造が分布する。前者の状態は吉備政権の制王に和珥臣系が直接関係したこと、後者も和珥氏系・天津彦根命系が阿岐国造系を制したことを示すとみられる。吉備族と阿岐国造系とは、隣接地域であることと吉備族の勢力からして、吉備族を上にした同盟的關係を有していたのかもしれない。国前国造と近距離にある周防国造が天津彦根命系であることは国前国造が本来和珥臣系であったことを示すかのようではあるが、周防国造は、小市・風速両国造と同様、対阿岐国造だけでなく、吉備勢力と国前国造との間を遮断するが如き位置にもあるので、国前国造が本来吉備族系であった可能性も否定し難い。

「国造本紀」は、廬原・角鹿・国前三国造とともに、葦分国造(肥後葦北郡)も吉備族系(祖は吉備津彦命児三井根子命)とする。敏達紀十二年七月丁酉朔条に火葦北国造阿利斯登、同年是歳条に火葦北国造刑部鞞部阿利斯登と葦北君が見える。葦北君は葦北国造の氏姓であり、「刑部鞞部阿利斯登」は阿利斯登が当地域の刑部の鞞部を統括したことからの表現とも考え得る。葦北国造は、瀬戸内の反対側であることから、吉備族との直接の関係は想定し難いが、阿利斯登の子達率日羅を百済から迎えた使者が吉備海部直羽嶋であることは吉備族と葦北国造との関係を示すかのようでもある。しかし、羽嶋は日羅の召還に成功する前に、紀国造押勝とともに百済に派遣されたことあり、朝鮮との外交に関わったことで名が出ているのであり、葦北国造との関係によるとみるべきではなかろう。前記の難波も、越海岸ではあるが、朝鮮との外交であり、羽嶋の場合と同様と考えられる。一方、葦北国造が関係した刑部の中央伴造は刑部造(「天武紀」十二年九月丁未条に連改姓記事)であるが、『録』は摂津国神別に火明命十七世孫屋主宿禰の後とする刑部首、未定雑姓左京に火明命の後とする忍坂連を載せ、「天孫本紀」は刑部連を饒速日命十世孫物部石持連公の後裔とする。葦北国造も和珥氏系の

尾張連や物部連と関係したことが想定される。

德国造(参河国宝飯郡)は、「国造本紀」では祖が生江臣祖葛城襲津彦四世孫菟上足尼で、蘇我氏系であるが、「天孫本紀」では三川德国造美己止直の妹伊佐姫は饒速日命八世孫物部膽咋宿禰の妻であり、德国造と物部連とが関係する。開化記は日子坐王子丹波比古多多須美知能宇斯王の子朝廷別王を三川之穂別の祖とする。德国造の姓は美己止直から直とみられるので、德国造と穂別との相違は「直」と「別」とになる。別姓の国造は異例であるが、針間国造は針間別や針間別佐伯直とみられる(後述)。德国造と穂別も相関係するとみて良いと思う。德国造は本来和珥臣系であり、後に蘇我臣系とされたと考え得る。

「国造本紀」は讃岐国造と針間国造の祖をそれぞれ景行帝児神櫛王三世孫須壳保礼命と稲背入彦命孫伊許自別命とし、『紀』には五十河媛所生景行皇子神櫛皇子・稲背入彦皇子が讃岐国造・播磨別の祖とある。また、『録』右京皇別下には景行皇子五十香彦命亦名神櫛別命の後とする讃岐公と、景行皇子稲背入彦皇子の後とする佐伯直が見える。前者が讃岐国造で讃岐直や凡直からの改姓であることは『続日本紀』(以下『続紀』)延暦十年九月丙子条に見え、後者は、『録』当条に、祖景行皇子稲背入彦命男御諸別命が成務朝で針間国を給されて針間別と号し、その男伊許自別命が応神朝で針間国の蝦夷を治めて針間別佐伯直と賜氏され、庚午年に佐伯直となったとある。「国造本紀」『紀』『録』は共通する始祖系譜を伝えるが、『録』の讃岐公祖五十香彦命と佐伯直祖御諸別命に注目したい。

五十香彦命は五十河媛と対を成す。五十河媛は系譜上垂仁皇女膽香足姫命(『紀』)に当たるが、後者は本来アマタラシヒコ(孝昭皇子天押常日子命・天足彦国押人命の原型)・ヤマトアラシヒコ(孝安の原型)とともにヒコイマス子とされていたイカタラシヒコ(『記』『紀』には垂仁皇子)の妻とみられる(黒田①⑦)。『紀』『録』両伝をまとめると五十香彦命は五十河媛所生となり、イカタラシヒコとイカタラシヒメの元の間を窺わせる。神櫛皇子・稲背入彦皇子をイカタラシヒコ・イカタラシヒメの子とする系譜が想定される。一方、景行紀五十五年二月壬辰条に豊城命孫彦狭嶋王を東山道十五国都督に拜したが春日穴咋邑で病死し、五十六年八月条にその子御諸別王が東国に派遣され蝦夷を平定したなどがある。針間国造の祖と毛野族の祖が同名でともに蝦夷と関わることは、針間国造が毛野族と同祖とされていたことを示す。欽明～敏達段階では、讃岐国造祖神櫛皇子がイカタラシヒコ・イカタラシヒメの子、針間国造は毛野族同祖で彦狭嶋王後裔とされていたとみられる。なお、イカタラシヒコ・イカタラシヒメはイカヒコ(『紀』に崇神皇子五十日鶴彦命)・イカヒメ(『記』に崇神皇女伊賀比壳命)からの分立(黒田①)、御諸別王は本来多臣系とみられる(黒田②)ので、讃岐・針間両国造も元来は同

様とも考えられる（「某+ヒコ」と多臣との関係は黒田①⑥）。

「上毛野同祖」の針間鴨国造（祖御穂別命児市入別命、播磨国賀茂郡）、彦狭嶋王と同名の孝霊皇子日子宿間命（意富夜麻登玖邇阿礼比壳命妹蠅伊呂杵所生）後裔針間牛鹿臣（『記』）もヤマトタケルの子とされていた彦狭嶋王（黒田①）を祖としていたこと、この同族関係は毛野族と針間国造は蝦夷を介して、針間鴨国造と針間牛鹿臣は針間国造との関係で形成されたことも推測し得る。但し、針間鴨国造（播磨国賀茂郡）は、祖市入別命が高志国造の祖阿閉臣祖屋主田心命三世孫市入命と「別」の有無のみを異にする名であり、同じヤマトタケル系の膳臣系であったのが、針間国造との関係で、後に毛野族系となったことも考えられる。

## b. 物部連系

### 物部連系

- ①参河国造：物部連祖出雲色大臣命五世孫知波夜命
- ②遠淡海国造：物部連祖伊香色雄命児印岐美
- ③久努国造（遠江国山名郡久努郷）  
：物部連祖伊香色男命孫印播（旛）足尼
- ④珠流河国造（駿河国駿河郡）  
：物部連祖大新川命児片堅石命
- ⑤伊豆国造：物部連祖天 杵命八世孫若建命
- ⑥三野後国造：物部連祖出雲大臣命孫臣賀夫良命
- ⑦久自国造（常陸国久慈郡）  
：物部連祖伊香色雄命三世孫船瀬足尼
- ⑧熊野国造（紀伊国牟婁郡）  
：饒速日命五世孫大阿斗足尼
- ⑨小市国造（伊予国遠智郡）  
：物部連同祖大新川命孫子到命
- ⑩風速国造（伊予国風早郡）  
：物部連祖伊香色男命四世孫阿佐利
- ⑪松津国造：物部連祖伊香色雄命孫金弓連

### 穂積臣系

- ⑫末羅国造（肥前国松浦郡）  
：穂積臣同祖大水口足尼孫矢田稲吉

①参河（三河）国造の祖を「天孫本紀」は饒速日命三世孫出雲醜大臣命の児大木食命とする。和珥氏系の参河関係氏族としては、『記』に垂仁皇子大中津日子命（水羽羽比壳命所生）後裔許呂母之別と落別王（新羽羽刀弁所生）後裔三川之衣君（両氏は同一氏とみられる）、「天孫本紀」に饒速日命九世孫物部竹古連公後裔三河護連が見える。

②遠淡海（遠江）国造の祖は、「天孫本紀」も物部印岐美連公で一致するが、饒速日命八世孫・伊香色雄命孫・十市根命児で、一世代異なる。一方、『記』は天菩日子命子建比良鳥命の後裔（出雲系）とする。

③久努国造の祖は下総国印旛郡や因幡国に因む名とも

思われる。印波国造は多臣系（祖は神八井耳命八世孫伊都許利）、稲葉国造は和珥臣系である。「天孫本紀」は久奴（努）直の祖として、伊香色雄命孫・大新河命児物部大小木連公と物部印岐美連公とを伝える。また、伊香色雄命四世孫・大新河命曾孫・物部武諸隅連公孫に印葉連公が見えるが、大小木連公や印岐美連公とつながらず、後裔氏族も見えない。しかし、『旧事紀』は伊香色雄命系で共通している。

④珠流河（駿河）国造の祖を「天孫本紀」も物部片堅石連公とするが、大新河命の第十市根命の児となっている。

⑤伊豆国造の祖若建命はヤマトタケル子ワカタケル（『記』は弟橘比壳命所生、『紀』は垂仁皇女兩道入姫皇女所生）と同名である。『紀』では弟橘媛は穂積臣出自であり、両ワカタケルは物部連系で相通ずる。『続紀』天平十四年四月甲申条に伊豆国造外従七位下日下部直益人への伊豆国造伊豆直賜姓が見える。この日下部直は伊豆国造一族で日下部の地方伴造の系統であろう。日下部の中央伴造日下部連は『記』『録』（河内国皇別・山城国皇別・摂津国皇別）ともにサホヒコやヒコイマスの後裔とする。また、日下部首には彦坐命後裔（和泉国皇別）とともに天日和伎命六世孫保都彌命後裔（未定雑姓摂津国）があり、日下部には彦坐命後裔（河内国皇別・和泉国皇別）の他、阿多御手犬養同祖で火闍降命後裔（摂津国神別）、神饒速日命孫比古由支命後裔（河内国神別）もある。隼人の祖火闍降命が日下部の祖とされることは、日下部に関わるオホクサカ等を日向のカミナガヒメ所生とする系譜との関係が想定されるのであり、多くの日下部は和珥氏系に関わると言える（天日和伎命は後述）。

⑥三野後国造の祖臣賀夫良は『倭姫命世記』活目入彦五十狭茅天皇十年辛丑条の美濃県主角鎬と通ずるとも思うが、三野後国造の前身が美濃県主（『姓氏家系大辞典』）か否かは不明である。前述のように、三野前国造は三野国之本巢国造（三野・美濃国造）と同一氏で、牟婁都国造と系譜上関係を有する。牟婁都国造と三野後国造は同一氏とは断定し得ないが、和珥氏系に関わることでは共通する。

⑦久自国造は、祖船瀬足尼が但遅麻国造の祖船穂足尼と吉備品治国造祖大船足尼に相似することからすれば、和珥臣系とされていた可能性もある。

⑧熊野国造の祖大阿斗足尼は他に見えないが、『録』山城国神別阿刀宿禰条と「天孫本紀」が饒速日命孫味饒田命の後とする阿刀連の祖名に相応しい。『続紀』天平神護元年十月庚辰条に「牟婁采女正五位上熊野直広浜」が見えるので、熊野直を熊野国造の氏姓と看做し得る。『録』山城国神別が阿刀宿禰同祖とする熊野連は、その一族の実例は知られないが、熊野直からの改姓とみられる。熊野国造は物部連系でも阿刀連と関係を持ったものであろう。なお、味饒田命（味瓊杵田命）の後裔としては他に中臣習宜朝臣・中臣熊凝朝臣が知られる（『録』右京神別上）が、この氏姓は物部連と中臣連との親近性を示すものである。

⑨小市国造に関して、「天孫本紀」は饒速日命八世孫・伊香色雄命孫・大新河命子物部大小市連公を小市直の祖とし、『録』左京神別上は越智直を「石上同祖」とする。

⑩風速国造関係では、『類聚国史』人部節婦天長七年六月乙丑条に伊予国人外従五位下風早直益吉女が見え、『日本文徳天皇実録』承和六年十一月庚辰条には「伊予国人外従五位下風早直豊宗等一煙、賜姓善友朝臣。兼除辺籍、貫附左京四条二坊。天神饒速日命之後也」とある。

⑪松津国造は、遺称地不明のため、松浦国造（『新撰姓氏録考証』）や、これと同訓の末羅国造（肥前国松浦郡）もあるので「松津」を「杵肆（肆）」の誤写とし肥前国基肆（肆）郡に関わるものともされる。前者は「浦」の「甫」を「肆」の、後者は「杵」の「午」を「公」、肆の「長」を「シ」の誤写とみるのであろう。基肆（肆）郡の「基」を「杵」で表わした例がないことからすれば、前者が妥当と思う。祖の金弓連は「天孫本紀」の伊香色雄命児十市根命児で田井連・佐比連等祖の物部金弓連公に当たるとみられる。

⑫末羅国造の祖大水口足尼は崇神紀七年八月己酉条・垂仁紀二十五年三月丙申条注に穂積臣遠祖大水口宿禰、「天孫本紀」に饒速日命四世孫・出石心大臣命児大水口宿禰命（穂積臣・采女臣等祖）と見える。矢田稻吉は、「稻吉」は「稻置」と通ずるので、矢田部に関わる人名とみられる。『録』は矢田部の中央伴造矢田部造（天武紀十二年九月丁未条に連賜姓記事）を伊香色乎（雄）命の後とし（左京神別上矢田部連条・摂津国神別矢田部連条）、「天孫本紀」には伊香色雄命四世孫物部大別連公の矢田部連公姓改賜が見える。松津国造を松浦国造の誤写とすれば、マツラ国造に、同じ物部連系ではあるが、伊香色雄命系と穂積臣系とがあったことになる。ともかく、『録』摂津国皇別が豊嶋連同祖とする松津首の「松津」は「松浦」の誤写ともみられている（『新撰姓氏録考証』）ので、豊嶋連に触れておこう。

豊嶋連は「多朝臣同祖。彦八井耳命之後也」とあり、彦八井耳命後裔という点では神武記が日子八井命を手嶋連（及び茨田連）の祖とすることと通ずる。『記』は日子八井命を神八井耳命と綏靖の同母兄、『録』右京皇別下茨田連条は彦八井耳命を神八井耳命の子とする。『記』が五人、『紀』が三人とする神武皇子については、本来、神武の原型の一方であるイハレヒコ（多臣系）の子としてタギシミニ、その子にヤキミニ・ヌナカハミミとキスミニが位置付けられ（黒田①）、ヒコヤキは神武の原型の他方ヒコホホデミ（和珥臣系）の子とされていたとみられる（黒田②）。豊嶋連は和珥臣系とされていた時期があったのである。

### c. 尾張連系

①尾張国造：天別天火明命十世孫小止與命

（前本：物部連祖出雲色大臣）

②斐陀国造：尾張連祖瀛津世襲命〔欠字アリ〕大八椅命

③丹波国造：尾張同祖建稻種命四世孫大倉岐命

「天孫本紀」では、①尾張国造の祖小（乎）止與命は火明命十一世孫（父祖不明）であり、「亦云葛木彦命。尾張連等祖」と注記される四世孫瀛津世襲命は子孫が伝えられない。後者の父天忍男命の兄天忍人命の六世孫に同訓の置津與曾命が見えるが、子孫の系譜は明確ではない。人名にヲハリが見えるのは瀛津世襲命の弟建額赤命の妻葛城尾治置姫が最初であるが、氏名の如きものの最初は小止與命の妻眞敷戸俣の父尾張大印岐であり、火明命裔では十四世孫（乎止與命との関係は不明）～十八世孫に見える。

『録』では左京神別下尾張宿禰条に「火明命廿世孫阿曾（阿曾禰）連之後」、右京神別下尾張連条に「火明命五世孫武礪目命之後」、山城国神別・大和国神別尾張連条に「火明命子天香山命之後」、河内国神別尾張連条に「火明命十四世孫小豊命之後」とある。阿曾連は允恭紀五年七月己丑条に見える尾張連吾襲であり、武礪目命は「天孫本紀」の瀛津世襲命従兄弟天戸目命の児建斗米命である。天香山命を祖とするのは神代紀第九段一書第六の「其天火明命児天香山、是尾張連等遠祖也」と同じである。小豊連は小（乎）止與命と訓みが一致するが、「十四世孫」に拘泥すれば、意乎巳命が考えられる（「ヲ」と「オ」とで音が異なるが同様の相違は少なくない。「乎」を「斗」等の誤字とみるのである。然らば、ヲトヨも、オキツヨソと同様、「天孫本紀」で複数の位置付けがなされていることになる。

②斐陀国造の祖大八椅命は、「天孫本紀」では火明命九世孫置津與曾命の弟彦與曾命の児に位置付けられている。この「国造本紀」と「天孫本紀」の記述から、瀛津世襲命と置津與曾命とが本来同一人であることが窺われる。

③丹波国造の祖建稻種命は、「天孫本紀」では火明命の十二世孫で乎止與命の児とされ、その児尾綱根命は「誉田天皇御世為大臣供奉」とあるが丹波国造との関係は見られず、火明命六世孫・天忍人命曾孫・建斗米命児の建田背命が丹波国造・④但馬国造祖とされている。

以上の尾張・斐陀・丹波・但馬四国造の他、「天孫本紀」は⑤高屋大分国造と⑥筑紫豊国々造とを尾張連系とする。

⑤高屋大分国造は丹波・但馬両国造の祖建田背命の同母弟建彌阿多良命の後裔とあるが、所在地不明に加えて、その名通りの国造の存在自体も疑問である。国造名自体ではなく、大分国造一族で高屋を本拠としたことによる名ではなかろうか。然らば、高屋は、豊後国大分郡近辺に限らず、その他の地名であっても問題はない。本拠が大分郡周辺とすれば、「高屋」は大宝二年豊前国仲津郡丁里戸籍に川辺勝広国の戸口で甥である高屋勝羊等三人見える高屋勝の「高屋」との関係が考えられる。畿内では、『録』河内国神別に「同神（饒速日命）十世孫伊己止足尼大連之後」とする高屋連と、和泉国神別に「同上（物部連

条に「神魂命五世孫天道根命之後」)とある高家首とに着目される。伊己足止尼は「天孫本紀」の九世孫物部五十琴宿禰連公である。高屋連は、高屋大分国造と同じ和珥氏系であり、安閑記の河内之古市高屋村、河内国古市郡の高屋神社(『延喜式』神名上)周辺を本拠とする。天道根命は「国造本紀」冒頭に紀伊国造祖で紀河瀬直の祖(「天神本紀」は川瀬造等祖)とあるので、高家首は紀伊国造系となる。「天孫本紀」は火明命五世孫建斗米命の妻を紀伊国造智名曾の妹で紀伊国名草郡の名を負う中名草姫とし、尾張連系と紀伊国造との関係を伝える。その所生建宇那比命の妻は、磯城嶋連出自とあるが、生母名と類似する節名草姫であり、これも紀伊国造との関係を想わせる。また、十八世孫尾治枚(枚)夫連は紀尾治連の祖とある。高家首も、紀伊国造を介して、尾張連と何らかの関係を有していたと言い得る。「高屋」が豊の地名であれ畿内等のそれであれ、大分国造系には和珥氏系もあったとみられる。

開化記は日子坐王四世孫息長日子王を吉備品遲君・針間阿宗君の祖とする。吉備品遲君(吉備品治国造)は和珥氏系であり、針間阿宗君も同系とされているとみられる。

「阿宗」は「阿蘇」と同訓であり、阿蘇君(国造)の一族で播磨に居住したものであろう。大分国造と阿蘇国造に和珥氏系を称するものがいたことは、「辛亥の変」での多臣の没落(黒田①)を機として大分・阿蘇両国造の少なくとも一部が和珥氏系に組み込まれたことを示すと思う。

⑥筑紫豊国国造の祖は置津與曾命の子大原足尼命とされるが、「国造本紀」では豊国造は「伊甚国造同祖」で出雲系である。出雲系と和珥氏系は関東で関係を有し(前稿)、饒速日命三世孫出雲醜大臣命は出雲と物部連との関係を示す。「天孫本紀」の豊国造の伝は、高屋大分国造の場合とともに、『記』で国前臣が和珥氏系とあることとの関係を想わせる。一方の「国造本紀」の伝は垂仁紀六十年七月己酉条に出雲臣遠祖出雲振根が筑紫国に往っていたとあることとの関係が見出されるが、豊国造が西海道で唯一の出雲系とされる理由は不明である。

以上の他、「天孫本紀」で、火明命三世孫天忍男命が「葛木土神劍根命女賀奈良知姫為妻生二男一女」とあり、火明命七世孫で建宇那比命の兄建諸隅命の妻が葛木直祖大諸見足尼の女諸見己姫、建諸隅命の同母妹大海姫命の亦名が葛木高名姫命とされていることは、尾張連と葛城直(国造)との関係を示す。この系譜関係に加え、『日本三代実録』(以下『三代実録』)貞観六年八月八日壬戌条に「尾張国海部郡人治部少録従六位上甚目連公宗氏・尾張医師従六位上甚目連公冬雄等同族十六人賜姓高尾張宿禰。天孫火明命之後也」とあることから、尾張連は葛城の高尾張を発祥地とし、後に東海の尾張に進出したともされる。尾張連が高尾張に関わることに疑いはないが、その発祥地を高尾張とするには、尾張連と蘇我氏系とがつながる

始祖系譜が知られないことが問題となる。尾張連は、系譜的には、伊賀・伊勢・尾張と密接に関わる和珥氏系とのつながりの方が本来的であり、従って尾張が元からの本拠で、高尾張へは後に進出したとみるべきように思う。

#### d. 伊勢国造

伊勢国造の祖は「国造本紀」に「天降天牟久怒命孫天日鷲命」とある。『続紀』天平十九年十月丙辰条に伊勢国人従六位上伊勢直大津等七人への中臣伊勢連賜姓、天平宝字八年九月乙巳条に中臣伊勢連老人への中臣伊勢朝臣賜姓、天平神護二年十二月癸卯条に中臣伊勢連大津への伊勢朝臣賜姓が見え、『録』左京神別下伊勢朝臣条には「天底立命孫天日別命之後也」とある。伊勢国造の祖名は天日別命から天日鷲命へ変化したともされる(佐伯有清②)が、ともかく、伊勢国造は、本来の氏姓は伊勢直であり、中臣伊勢連・朝臣という氏姓から和珥氏系と言いうる中臣連(黒田②)と関係を有したことは明らかである。

天降天牟久怒命は、アマクダルアマ(アメ)ノムラクモと訓めるとすれば、『豊受太神宮禰宜補任次第』に国常立尊十二世孫・神魂命六世孫とある天村雲命、「天孫本紀」の火明命の曾孫天村雲命と通ずる。天日鷲命は、『録』に神魂命五世孫(右京神別上多米宿禰条・大和国神別田辺宿禰条)や七世孫(右京神別上天語連条)とある。天語連は「縣犬養宿禰同祖」とあるが、縣犬養宿禰には「神魂命八世孫阿居太都命之後」(左京神別中)と見える。「阿居太都」は「アケタツ」と訓め、開化記の日子坐王子大俣王(山代之名津比売所生)の子曙立王と一致し、『録』が額田部湯坐連の祖とする明立天御影命(左京神別下)の「明立」との共通性もみられる。前者は直接和珥臣とつながり、後者はヒコイマス妻息長水依比売の父天之御影神と同一神とみられる(前稿)ので間接的に和珥臣と関係する。また、左京神別下弓削宿禰条の「高魂命孫天日鷲翔矢命」、河内国神別弓削宿禰条の「天高御魂乃命孫天毗和志可気流夜命」も、天日鷲命に関わるとみられるが、天日鷲命と関係する弓削宿禰には「石上同祖」(左京神別上)も存在する。更に未定雑姓撰津国日下部首条に「天日和伎命六世孫保都彌命之後也」とある天日和伎命は天日別命や天日鷲命と訓みが相通ずるが、日下部の伴造と和珥氏系との関係は密接である。伊勢国造は和珥氏系となし得ると思う。

## II 膳臣系国造と北陸の国造の系統

膳臣系国造は北陸にのみ分布し、前稿でその数は蘇我臣系を上回るとしたが、本節でその系譜を再検討する。本来膳臣系ではなかった可能性を有するものがあるからである。膳臣系とみられる若狭・高志・加宜・高志深江四国造、及びいま一方の加我国造と、加宜国造と同祖と



ある能登国造それぞれの始祖を挙げると次のようになる。

若狭国造 (若狭国遠敷郡)：膳臣祖佐白米命児荒礪命

高志国造 (加賀国石川郡味知郷?)

：阿閩臣祖屋主田心命三世孫市入命

加宜国造 (加賀国加賀郡)：能登国造同祖素都乃奈美留命

高志深江国造 (越前国今立郡深江邑?)

：道君同祖素都乃奈美留命

加我国造 (加賀国加賀郡)

：三尾君祖石撞別命四世孫大兄彦君

能登国造 (能登国能登郡)：垂仁帝皇子大入来命孫彦狭嶋命

前稿で加宜国造を膳臣系としたのは、その祖と同名の素都乃奈美留命を祖とする高志深江国造が同祖とする道君が膳臣系であることによる。しかし、加宜国造は「能登国造同祖」であり、能登国造の祖は「垂仁帝皇子大入来命孫彦狭嶋命」である。大入来命を垂仁皇子とする系譜は『記』が崇神皇子とするものに先立つとみられる(黒田①)が、それはともかく、カガ国造には三尾君系・膳臣系・能登国造系の三所伝が存在したかの如くである。

能登国造の祖彦狭嶋命は毛野族の祖彦狭嶋王と同名であり、能登国造と毛野族は同族で、ヤマトタケルの系統とされ(黒田①)——『録』和泉皇別誓本条に「倭建尊三世孫大荒田(別)命之後也」とある「大荒田(別)命」が応神紀十五年八月丁卯条の上毛野君祖荒田別、豊城入彦命四世孫とする荒田別命(河内国皇別止美連条・未定雑姓河内国伊気条)・大荒田別命(右京皇別上大野朝臣条・同田辺条・大和国皇別広来津公条)と同名であることと、ヤマトタケルを垂仁皇子とする系譜(これが本来的であることは黒田①)では豊城入彦命四世孫と倭建尊三世孫が同世代となることは毛野族がヤマトタケルを祖としていたことの論拠に加えることができる——、膳臣の祖オホヒコもヤマトタケルの子に位置付けられていた(黒田①②)ことが想定される。ヤマトタケルを垂仁皇子で見ると、カガ国造の系統に関わる三所伝は、イハツクワケ系(三尾君系)とヤマトタケル系(和珥氏系)との相違はあるが、垂仁系で共通する。また、この三所伝は、加我国造・加宜国造と分載されているように、その実は三尾君系と和珥氏系の二流なのである。能登臣(国造)の祖大入杵(来)命が、毛野族の祖が崇神皇子豊城入彦命とされるに伴って、崇神皇子とされたが、カガ国造と能登国造の祖が和珥氏系とされていた段階の系譜関係も残されたのが「国造本紀」の加宜国造に関する所伝であろう。

能登国造は、カガ国造に三尾君同族と能登国造同族の両伝があることからすれば、カガ国造を介して三尾君とつながる。加宜国造と同祖名の高志深江国造、高志深江国造が同祖とする道君(高志国造)も、三尾君との関係が想定される。然らば、三尾君は近江北部(高島郡三尾郷=継体の父彦主人王の別業、「継体紀」即位前条)から能登に至る越地

域に一大勢力圏を形成していたことになる。「辛亥の変」で三尾君が中央から排除されたとみられる(黒田②)ことからすれば、カガ国造・能登国造・高志国造・高志深江国造などは本来三尾君系であり、膳臣系となったのは三尾君が中央で勢力を失った後のことと考えられる。

三尾君系であった継体段階や、和珥氏系とされた欽明～敏達期の王統譜でのカガ・能登・高志・高志深江四国造の祖の位置付けはどうか。それぞれが何等かのかたちで結びつけられていたことは当然想定し得る。継体段階の系譜は明確にはし難いが、欽明～敏達段階のものについて考えられるところを記しておく。

『録』右京皇別七に、道公は「同氏。大彦命孫彦屋主田心命之後也」、「同氏」の伊賀臣は「大稻輿命男彦屋主田心命、という系譜になる。大稻輿命は孝元記の大毘古命子・膳臣祖の比古伊那許士別命、彦屋主田心命は高志国造祖屋主田心命である。オホヒコと膳臣との関係は本来的であり、阿倍臣の祖タケヌナカハワケをオホヒコの子とする系譜は「天皇記」段階で成立したとみられる(黒田②)。彦屋主田心命を大稻輿命の子とする系譜は道君が膳臣の同族とされていたことを示す。加宜・高志深江・能登三国造も、高志国造との関係から、同様とみられる。一方、能登国造の祖彦狭嶋命は、欽明～敏達段階で、大入杵命とともにヤマトタケルの子とされたとみられる(黒田①)。オホヒコ・タケヌナカハワケも同様であり(黒田②)、それぞれの後裔とされる毛野族、能登国造、膳臣・高志国造、阿倍臣はヤマトタケルを介して「同祖」となる。また、「国造本紀」で、高志国造と高志深江国造、高志深江国造と加宜国造、加宜国造と能登国造、という同祖関係で四国造が互いに関係を有しながらも、高志国造と高志深江国造、加宜国造と能登国造の二類に分かれることからすれば、高志深江国造は高志国造とともにオホヒコ後裔で膳臣系、カガ国造は能登国造とともに大入杵命後裔とされていたことが想定される。

三尾君・羽咋君の祖イハツクワケも、元より垂仁皇子か否か疑問もある。開化記に生母弟菟羽田刀弁の姉菟羽田刀弁と同名の菟幡戸弁が日子坐王妻で大俣王・小俣王・志夫美宿禰王生母山代之名津比売の亦名として見え、前者所生の五十日帯日子王(『記』、春日山君・高志池君・春日部君等祖)・五十日足彦命(『紀』、石田君祖)はヒコイマス子とされていたとみられる(黒田①)ので、その同母兄弟落別王(『記』、小月之山君・三川之衣君等祖)・祖別命(『紀』)、伊登志別王(『記』)・膳武別命(『紀』)も同様とみられるのみならず、弟菟羽田刀弁及び所生子もヒコイマスの妻と子という位置付けであったことも推し得るからである。『紀』ではイハツクワケ生母綺戸辺は山背大国不遅の女であるが、山背菟幡戸辺と大国不遅との関係は記されて

いない。この相違の理由は不明とせざるを得ないが、山背菟幡戸辺と綺戸辺とが何らかの関係で位置付けられていたことは、名の類似性と山背との関係から窺える。ここでは後裔氏族について少し見てみよう。

イカタラシヒコを祖とする春日山君は大和国添上郡春日郷に関わるとみられるが、『録』に垂仁皇子五十日足彦命の後とする山公(和泉国皇別)・山守(摂津国皇別)が見える。また、大和国皇別にも山公が見え、「内臣同祖。味内宿禰之後」とあるが、味内宿禰は、兄弟(兄)タケシウチノスクネとともに、本来は和珥臣系とされていたと考えられる者である(黒田⑤)。

春日部は仁賢皇女・安閑后カスガノヤマダの名代などとされる。カスガノヤマダが同名の欽明皇女の架上(黒田①)としても春日部は名代であり得るが、その伴造としては、春日部君と伊碁国造系とも思われる春部直(『三代実録』貞観九年四月二十日己丑条に節婦上総国夷瀨郡人春部直黒主亮)が知られるに過ぎない。春日部君は、建(武)部君の例からして、春日部の中央伴造の可能性はなくもないが、春日山君・高志池君と同族であることから、地方伴造とすべきと思う。他にも中央伴造不詳の名代は存在するが、両カスガノヤマダのいずれかは実在性が否定し得ないのであり、春日部は、名代とすれば、中央伴造が知られないのは異例である。『続紀』神護景雲三年三月辛巳条に陸奥国牡鹿郡人外正八位下春日部奥麻呂等三人への武射臣賜姓が見え、この武射臣は春日臣同族牟邪臣(武社国造)とみられることも勘案すれば、春日部は和珥臣に関わる部とみる方が良いように思う。

石田君の本拠地としては、山城国久世郡石田神社周辺や、宇治郡石田(山科、小栗郷・大國郷周辺)が考えられるが、大國郷がオホクニノフチに関わる地域であることに加え、『山城綴喜郡誌』所載石田神社棟札記に延暦六年に山科石田社から来た人が祭祀をすすめたことを神託として社を建てたとあることからすれば、山科の石田の方を本拠と看做し得るように思う。この地は和珥臣系の小野臣の本貫でもある。久世郡の方にしても宇治郡の西隣であり、和珥臣との関係は充分窺われる。

イカタラシヒコを祖とする氏族は、本拠が不明で検討の術がない高志池君以外は、密接に和珥臣と関わるのであり、イカタラシヒコが垂仁皇子よりはヒコイマス子の方が相応しいことを物語っているように思う。

落別王後裔の小月之山君(『録』左京皇別下に垂仁皇子於知別命の後とする小槻臣を収載)は近江国栗太郡小槻神社周辺を本拠とする。『三代実録』貞観十七年十二月二十七日丙子条に「左京人右大史正六位上兼行筆博士小槻山公今雄・主計筆師大初位下小槻山公有緒・近江国栗太郡人前伊豆権目正六位上小槻山公良真等並賜姓阿保朝臣。意別命之後也」とある。新訂増補國史大系『三代実録』は「意別命

を「息速別命」としているが、頭注に「息速、原作意一字、今従印本」とあるように、写本では小槻山公の祖は「意別命」である。「印本」は『録』右京皇別下や『続紀』延暦三年十一月戊午条の武蔵介從五位上健部朝臣人上等の奏言に見える阿保朝臣を息速別命(皇子)の後裔とする伝承に基づく改作であり、「意別命」は「国造本紀」の伊賀国造祖「意知別命」の「知」の脱落とみるのが良い。小月之山君(小槻山公)は和珥臣系のオチワケ裔である。

カリハタトベ所生子は、後裔氏族からみて、ヒコイマスの子の方が相応しいということであり、然らば、カリハタトベの妹や、関係者とみられるヲトカリハタトベ・カニハタトベ所生のイハツクワケも同様とみるのが良いと思う。三尾君・羽咋君(国造)は、カガ・能登・高志・高志深江四国造がヤマトタケル系であったのとは異なり、ヒコイマス系とされていたことになる。

伝えられる北陸道の国造は、上記の若狭・高志・高志深江・カガ・能登・羽咋の六国造、蘇我臣系の三国・江沼・伊彌頭三国造、吉備系(本来は和珥臣系)の角鹿国造、大倭直系の久比岐国造、阿岐国造系の佐渡国造、計十二である。越前から越中にかけては、角鹿国造以外は本来三尾君系とされていたものと蘇我臣系であり、継体に関わる勢力の分布が顕著で8/9を占める。これに対し、山城・丹波・近江・若狭は、近江北部の一部は継体に関わるが、主には和珥氏系であり、このような状態に五世紀末～六世紀初の大和政権の状況が現われているように思う。ともかく、和珥氏系は「辛亥の変」を経て、三尾君と関係した地域に進出したとみられるということである。

### Ⅲ その他の和珥氏系と関わる国造

以上和珥氏系として一括できる国造を見てきたが、本節では、天津彦根命系の如き、和珥氏系とまでは言えなくとも和珥氏系と関係する国造を見ることにする。

前節の久比岐国造との関係で、大倭直系から。大倭(祖は椎根津彦命)・久比岐(大和直同祖御戈命、本拠越後国頸城郡)・明石(大倭直同祖八代足尼兒都彌自足尼、播磨国明石郡)の三国造。

『旧事紀』皇孫本紀は海神女王依姫所生彦火々出見尊子武位起命を大和国造の祖とし、「国造本紀」冒頭に椎根津彦命が「吾是皇祖彦火々出見尊孫」と名乗ったとあるので、椎根津彦命は和珥臣系に関わるヒコホホデミ(黒田③)の孫で武位起命の子になる。八代足尼は『録』摂津国神別物忌直条に「椎根津彦命九世孫矢代宿禰」とある。崇神紀七年八月己酉条・十一月己卯条に伊香色雄を神班物者、物部八十平薨を祭神之物、大田田根子を大物主大神を祭る主、市磯長尾市を倭大國魂神を祭る主とし、別に八十萬群神を祭ったとあり、物部連と大田田根子後裔三輪君・長尾市後裔大倭直との関係が示されている如く

である。大倭直系は和珥氏系と関わると言い得ると思う。

タカミムスヒ系は、知々夫（八意思金命十世孫知知夫彦命、「天神本紀」は八意思兼神兒下春命を武蔵秩父国造等祖、武蔵国秩父郡）・粟（高皇産靈尊九世孫千波足尼）・宇佐（高魂尊孫宇佐都彦命、豊前国宇佐郡）三国造である。

タカミムスヒは、神武記に高木神が天照大神とともに中臣連祖建御雷神に布都御魂を降させ、高木大神が建御雷神に八咫鳥を派遣させたとある（神武記即位前条では天照大神のみ）ので、布都御魂と建御雷神とを介して、和珥氏系とつながる。また、ヒコホノニギ生母はタカミムスヒの女である。更に、「天孫本紀」には尾張連と葛木直との婚姻関係が見えるが、『録』は後者の祖剣根〔命〕を高〔御魂命五世孫とする（大和国神別葛木忌寸条、河内国神別葛木直条、和泉国神別荒田直条）。未定雑姓右京大辛条は天押立命四世孫を剣根命とするが、前者が『旧事紀』神代系紀の振魂尊兒天忍立命に当たるとすれば、石上布留と関わる神名の振魂尊を通じて、和珥氏系と剣根命との関係が窺われる。葛城国造は、前稿も含めこれまで地縁関係で蘇我氏系としてきたが、両者には系譜関係も知られないのであり、和珥氏系と関わるとみる方が良さそうである。

以上からはタカミムスヒ系は和珥氏系と関係すると言いが得るが、蘇我臣と密接に関わったことが想定される（黒田②）大伴連の祖天押日命を『録』がタカミムスヒ五世孫とする（左京神別中大伴宿禰・右京神別上大伴大田宿禰・河内国神別家内連各条）ので問題なしとはし得ない。『記』『紀』には天押日命の父祖は見えないので、『録』の系譜の成立はその後弘仁六年の『録』撰上までの間とみられるが、単なる造作ともし難い。本来ならばタカミムスヒ系氏族全体を検討対象とすべきであるが、本稿の直接の対象ではないので、別稿に譲ることにしたい。

カミムスヒ系は、大伯（祖は神魂命七世孫佐紀足尼、本貫は備前国邑久郡）・吉備中縣（神皇産靈尊十世孫明石彦命、本拠は備中～備後か、但し『三代実録』貞観四年七月十日丁丑条に「安芸国高宮郡大領外正八位下三使部直弟継・少領外従八位上三使部直勝雄等十八人、復本姓仲縣国造」とある）・阿武（神魂命十世孫味波々命、長門国阿武郡）・紀伊（神皇産靈命五世孫天道根命）・淡道（神皇産靈尊九世孫矢口足尼）・久味（神魂尊十三世孫伊与主命、伊予国久米郡）・天草（神魂命十三世孫建皇子島松命、肥後国天草郡）の七国造である。

大伯国造の祖佐紀足尼は、「佐紀」が和珥臣と密接に関わる地名（大和国添上郡佐紀郷）であり、和珥臣との関係を彷彿とさせる名である。また、吉備中縣国造の祖明石彦命は大倭直系の明石国造に関わる人名の如くであり、然らば和珥氏系と関係する国造ということになる。淡道国造の祖矢口足尼の「矢口」が蘇我臣系の箭口（ハロ）朝臣（『録』左京皇別上では稲目宿禰の後）と関係する地名で、この地が香具山北辺とすれば、蘇我臣と密接に関わる飛鳥の北であるとともに、和珥臣と関係する八瓜入日子王（1節）

の八瓜＝八釣の南接地域でもある。尾張連と紀伊国造とは系譜関係がある（1節）が、紀伊国造と蘇我氏系と関係は微妙である。タケシウチノスクネ生母は紀伊国造系であるが、タケシウチノスクネは本来和珥臣系であるからである。紀伊国造も和珥氏系との関係の方が重視される。地域的關係で見ると、阿武国造は東隣の石見国造が紀伊国造系であり、天草国造は和珥氏系の葦北国造の八代海対岸に位置する。久味国造が現時点では、和珥氏系の他、大伴連や多臣系と関係することも考え得る（1節）ので、全てとは言い得ないとしても、カミムスヒ系国造も少なからぬものが和珥氏系と関わることは言い得る。

意岐国造と長国造（阿波国那賀郡）は観松彦伊呂止命後裔で、それぞれ五世孫十揆彦命・九世孫韓背足尼を祖とする。観松彦伊呂止命は、「観松彦＋伊呂止」という名の構造で、「伊呂止（イロト）」は同母弟妹を表わす称であるから、「観松彦の同母弟」という意味の人名である。「観松彦」が、孝昭の名観松彦香殖稻尊（『紀』）の前半と用字も一致するので、孝昭を意味するとすれば、観松彦伊呂止命は、孝昭の同母弟当芸志比古命（『記』）や武石彦奇友背命（『紀』、「一云」での注記、本文では孝昭のみが孝安皇子）に当たるようでもある。しかし、孝昭は和珥氏系による多氏系系譜の変改の際に崇神（原型）から分立されて神武皇子・崇神父に位置付けられ、タギ（ケ）シヒコは、その後神武と孝昭との間に綏靖・安寧・懿徳が位置付けられたことに伴って孝昭の弟であったタギシミニが神武皇子とされたことにより、タギシミニから分立されてその元の位置を占めたとみられる（黒田①）。観松彦伊呂止命はタギシヒコとは考え難いのであり、観松彦＝孝昭と和珥氏系との関係から、和珥氏系に関わる者として造作されたとみられる。意岐・長両国造は和珥氏系と関係すると思う。

都佐国造は長阿比古同祖三嶋溝杭命九世孫小立足尼を祖とする。長阿比古＝長国造ならば、都佐国造も和珥氏系と関わる。長国造の氏姓は、『続紀』宝亀四年五月辛巳条に阿波国勝浦郡領長費人立・前郡領長直救夫、『三代実録』貞観十三年閏八月四日丁未条に阿波国勝浦郡人長直大富売が見えるので、長直と考えられる。長阿比古については、『続日本後紀』承和二年十月戊子条に「撰津国人従五位下長我孫葛城及同族合三人、賜姓長宗宿禰。事代主命八世孫忌毛苗裔也」とあり、『録』和泉国神別に「大奈牟智神之兒積羽八重事代主命之後也」とする同様の伝承を持つ長公を載せる。この長我孫・長公は承和十二年十二月五日付「紀伊国那賀郡司解」に大領外従八位上長我孫繩主・大領（少領か）外従八位下長公広雄が見えるように、紀伊国那賀郡を本拠とする。長阿比古と長国造とは異なると思えるべきであろう。長阿比古は、事代主命と関わることからすれば、葛城系との関係が考えられるかもしれないが、ここでは三嶋溝杭命との関係で述べておく。

神武記には三嶋湟咋の女勢夜陀多良比売所生美和之大物主神女が神武后富登多多良伊須須岐比売命（亦名比売多多良伊須氣余理比売）であり、神武紀では三嶋溝檉耳神の女玉櫛媛所生事代主神女が神武后媛踏鞴五十鈴媛命・綏靖后五十鈴依媛とある。長阿比古を三嶋溝杭命系とする「国造本紀」の伝と長我孫を事代主命系とする『続日本後紀』の伝は、『紀』の系譜と関係すると言える。しかし神武后生母は本来大物主神の女であり、「天皇記」段階で葛城系の事代主神の女とされたとみられる（黒田①）。大物主神に関わる勢力と長我孫とが関係していたこと、伊香色雄を介して物部連と大物主神を祀る三輪君との関係が見られる（I節）ことから、物部連と長我孫との関係が窺われる。但し、大物主神と元より関わっていたのは多臣系とみられる（黒田②）ので、その没落後である。都佐国造は和珥氏系と関わった時期があったとみられる。

上記の国造ほどの根拠はないが、和珥氏系と関係した可能性がなくもないものについて、次に触れておきたい。

穴門国造の祖は「桜井田部連同祖邇伎都美命四世孫速都鳥命」とある。桜井田部連は桜井屯倉に関わり、天武朝で宿禰に改姓されているが、始祖系譜は伝えられない。一方、「天孫本紀」は饒速日命十一世孫物部小前宿禰連公を田部連等祖としているので、田部連を介して、桜井田部連系の穴門国造と和珥氏系との関係が見られるようでもある。また、桜井田部連出自イト〔中〕ヒメ所生応神皇子ハヤブサワケが和珥氏出自ミヤヌシヤカ〔ハエ〕ヒメ所生メトリとともに仁徳に対抗して滅ぼされたという説話も、同様の関係を示しているようにも思われる。

佐渡国造が阿岐国造系であることは東北の国造に阿岐国造系が多いことと関係するとも思われるが、佐渡国造の祖久志伊麻命四世孫大荒木直に注意したい。この祖名から佐渡国造の姓は直と推測されるが、「大荒木」を氏名とし北陸に関わる者に越前国人大荒木臣忍山『続紀』宝龜十一年八月丙午条）・出羽国田川郡人大荒木臣玉刀自（『三代実録』貞観十三年二月十四日庚寅条）が知られる。大荒木臣が荒木臣と通ずることは『続紀』宝龜四年八月辛亥条に「左兵庫助外従五位下荒木臣忍国養老五年以往籍為大荒木臣」云々とあることで明らかであるが、忍国は『後紀』延暦二十三年正月庚子条に大荒城臣忍国とあるので、「〔大〕荒木」は「〔大〕荒城」とも表わされたことが知られる。『録』撰津国神別収載の荒城朝臣は〔大〕荒木（城）臣の改姓とみられる。荒城朝臣は「同上（津嶋朝臣条に「大中臣朝臣同祖 津速魂命三世孫天兒屋根命之後也）」とあり、中臣連系である。「大荒木」を介して、佐渡国造と中臣連（和珥氏系）とが関係することも憶測される。

波多国造（土佐国幡多郡）は「瑞籬朝御世、天韓襲命依神教云、定賜国造」とある。天韓襲命の「韓襲」は長国造

の祖韓背足尼の「韓背」と通ずる如くであり、両国造の祖が関係する（『姓氏家系大辞典』は同一とする）とすれば、これも和珥氏系と関係するものということになる。

## むすびにかえて

以上和珥氏系と関わる国造について述べてきたが、最後に地域ごと（除関東・東北）に、分布状態を概観しつつ、その特徴等をまとめてむすびにかえることにしたい。

畿内は、前述の大倭・葛城両国造の他の凡川内国造（直）・山代国造（直、「国造本紀」は山城・山背二国造を記すが一国造とする）が『記』『紀』で天津彦根命系であるから、四国造が全て和珥氏系と関係していることになる。

東海道は伊賀・伊勢・尾張・参河・穂・遠淡海・久努・珠流河・廬原・伊豆・甲斐の十一国造が和珥氏系、それ以外は嶋津（嶋）国造（祖は出雲臣祖佐比禰足尼孫出雲笠夜命）と素賀国造（神武の従侍来人美志印命）だけである（但し『記』では遠江国造は出雲系）。東山道も科野国造のみが多氏系（神八井耳命孫建五百建命）で、淡海・額田・三野前（本巢）・三野後・斐陀五国造は和珥氏系である。他に安国造・牟義都国造も伝えられるが、いずれも和珥氏系である。

北陸道では、若狭・高志・カガ・能等・高志深江の五国造を膳臣（和珥氏）系とみることとは可能であるが、高志以下の四国造は本来は羽咋国造とともに三尾君系である。蘇我氏系の三国・江沼・伊彌頭三国造を加えると、継体擁立勢力の系統が8/12を占める。元より和珥氏系とみられるのは若狭・角鹿両国造のみであるが、久比岐国造は大倭直系で和珥氏系と関係する。

山陰道は、二方（但馬国二方郡）・波伯（伯岐）・出雲三国造が出雲系、丹波・但遅麻・稲葉三国造は和珥氏系、石見国造・意岐国造が和珥氏系と関係する紀伊国造系・観松彦伊呂止命系である。このような国造の分布は、出雲の勢力が但馬まで及んでいたこと、その制圧が和珥氏系中心に行われたことを示しているのではなかろうか。

山陽道・南海道では、針間・針間鴨・吉備穴・吉備品治・熊野・讃岐・小市・風早八国造が和珥氏系、大伯・吉備中縣・阿武・紀伊・淡道・久味六国造がカミムスヒ系、上道・三野・下道・加夜・笠臣五国造が吉備族、阿岐・波久岐・怒麻三国造が阿岐国造系、明石国造は大倭直系、周防国造（茨城国造同祖加米乃意美）は天津彦根命系、大嶋国造は出雲系もしくは天津彦根命系、都怒国造（都怒臣・角臣）は紀伊系、穴門国造は桜井田部連系、粟国造はタカミムスヒ系、伊余国造は多氏系であり、長国造は観松彦色止命系、都佐国造は長阿比古系、天韓襲命系の波多国造は長国造と同系の可能性を残す。当地方には吉備政権が存在し、その西方にも阿岐・波久岐・怒麻三国造のまとまりが吉備族を上にした同盟として存在したこと

も想定され得る。和珥氏系は、南海道東端の熊野国造以外は、吉備族関係地域の東方播磨・西隣備後と瀬戸内を隔てた讃岐・伊予に分布し、明石・吉備中縣・周防・紀伊・粟・長・都佐各国造も和珥氏系と関わる（以上で和珥氏系及びそれと関わる国造は 14/32）。大伯・大嶋・穴門・淡道・波多五国造も和珥氏系との関係を想定しえなくもないが、それらを除いても、吉備族は和珥氏系及びそれと関わる諸国造に囲まれていることになる。このような分布は和珥氏系による吉備政権制圧との関係を考えて然るべきであろう。但し、針間・針間鴨両国造は、毛野族と関係する系譜が伝えられており、毛野族の祖が彦狭嶋王に先立って三輪に関わる御諸別王とみられる（黒田②）ことからすれば、多氏系との関係がより本来的であり、都佐国造も大物主神との関係から同様とみられる。なお、『記』『紀』に大吉備津日子命・吉備津彦命が意富夜麻登玖邇阿礼比売命（亦名蠅伊呂泥）・倭国香媛（更名経某姉）所生のヒコイサセリヒコの別名、若〔日子〕建吉備津日子命・稚武彦命がハヘイロト所生とあることは、吉備族が和珥氏系とされていた時期があったことを示すものと思われる。

西海道は「国造本紀」では、筑志・火・大分・阿蘇四国造が多氏系、松津・末羅・葦分三国造（松津国造＝末羅国造とすれば二国造）が和珥氏系、比多・葛津立二国造が紀直系、国前国造は吉備族系もしくは和珥氏系、豊国造は出雲系もしくは和珥氏系、竺志米多国造は息長君系、宇佐国造は高魂尊系、天草国造は神魂命系、日向国造は豊国別皇子系、大隅・薩摩两国造は土酋である。息長君は和珥臣と密接な系譜関係を有し、紀直・タカミムスヒ系と和珥氏系との関係も想定されるので、国前国造を吉備族系、豊国造を出雲系としても、和珥氏系に関わるのは七国造もしくは六国造になる。これに次ぐのが多氏系の四国造であるが、この両系だけで、土酋の大隅・薩摩两国造を除けば、11/15 もしくは 10/14 を占める。このことは筑紫政権の制圧に和珥氏系と多氏系とが大きな役割を果たしたことを示すようにも見える。しかし、有力地方政権とされる毛野・吉備・出雲の場合は、王統譜（含神代）に位置付けられているとはいえ、中央有力氏族と同族とする系譜ではない。然るに筑紫については、筑紫国造は阿倍臣同族、火・大分・阿蘇三国造は多臣同族であり、様相を大きく異にする。このような状態は、或いは、制圧とは逆に、多氏系と筑紫政権とが密接な関係を有していたことを示すとすべきかもしれない。とすれば、筑紫制圧に大きく関係したのは和珥氏系ということになる。

中部地方以西は、北陸以外、和珥氏系及びそれと関わる国造が大きな割合を占め、出雲・吉備・筑紫各政権の制圧に和珥氏系が大きな役割を果たしたことが想定される。本稿での検討は、多くは欽明～敏達段階での系譜を基にしたものであり、少なくとも尾張連と牟婁都国造は

息長君他継体と関わる氏族との関係も考えなければならぬが、別稿に委ねなければならない。

### 和珥氏系及びそれと関わる国造

「他」は和珥氏系と関わる国造、「割合」は全国造に占める割合  
東海・東山は関東・東北を除く、『記』のみに見えるものも計上  
二系統伝えられる国造は一国造にまとめた

	和珥	物部	尾張	中臣	膳	他	割合
畿内						4	4 / 4
東海	4		4(5)	1	1		10(11)/13
東山	5		1	1			7 / 8
関東	1		1			(1)	6(9)/25
東北						4	4 / 12
北陸	1(2)				1(4)	1	3(7)/12
山陰	2(1)		1(2)			1(3)	4(6) / 7
山陽	2(4)					4(7)	6(11)/19
南海	1(3)		2			5(6)	8(11)/13
西海	(1)	2(1)	(2)			4(5)	6(9)/16
計	16(21)	10	3(6)	1	1(5)	29(39)	60(82)/129

### 参考文献

黒田 達也

- ①『古代の天皇と系譜』（校倉書房、1990年）
- ②『朝鮮・中国と日本古代大臣制—「大臣・大連制」についての再検討』（京都大学学術出版会、2007年）
- ③『「ヒコ+某」形式の人・神名とその特徴』（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』（以下『紀要』）25、1991年）
- ④「アメノオシホミミから神武に至る系譜の形成をめぐる」（『紀要』28、1994年）
- ⑤「蘇我氏関係系譜の原型をめぐる」（『紀要』29、1995年）
- ⑥「多氏と王統譜」（『紀要』30、1996年）
- ⑦「和珥氏関係系譜についての再検討—「ヒコ+某」形式の人名を中心として—」（『日本書紀研究』第20冊所収、塙書房、1996年）
- ⑧「葛城氏系后妃についての再検討」（『日本国家の史的特質』古代・中世所収、思文閣出版、1997年）
- ⑨「『息長』を冠する王族の系譜をめぐる」（『紀要』34、2000年）
- ⑩「丹波関係系譜についての一考察」（『紀要』35、2001年）
- ⑪「古代関東と中央有力氏族—「ワラケ臣」系譜との関係で—」（『紀要』41、2007年）

佐伯 有清

- ①「日本古代の別（和気）とその実態」（『日本古代の政治と社会』所収、吉川弘文館、1970年）
- ②『新撰姓氏録の研究』考證篇第二（吉川弘文館、1982年）
- ③『新撰姓氏録の研究』考證篇第三（吉川弘文館、1982年）